

第19附属書の改訂を受けたリスクベース監視の導入

背景

- ICAO第19附属書(Annex19)の改訂(令和8年11月26日に適用予定)により、安全上の懸念または必要性がより高い領域に対する監視活動を優先する手順としてリスクベース監視の導入が求められることから、安全監視活動の更なる強化が必要

従来の安全監視 (コンプライアンスベース監査)

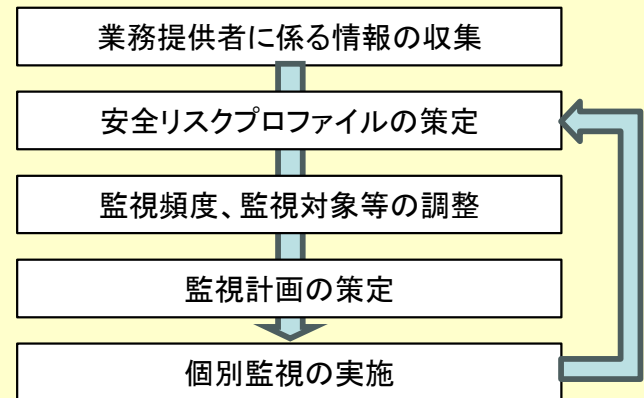
- 基準の遵守や体制の維持に重きを置いた網羅的・一律的な監査等を実施
- あらかじめ決められた一律の頻度に従い、各業務提供者の監査を計画
- 監査の重点項目は、対象となる個々の業務提供者の不安全事象の発生状況や不利益処分等の状況を踏まえ設定



改訂Annex19適用後の安全監視 (コンプライアンス + リスクベース監視)

- 業務提供者の安全リスクプロファイル(業務提供者の規模、業務形態及び安全パフォーマンス測定状況など)に基づいた安全上の懸念が高い分野、優先順位、頻度等を設定し、これに基づくメリハリをつけた監視(検査、監査、審査等)活動を実施予定
- 監視範囲(対象部署・重点項目)等は、個々の業務提供者(他の業務提供者との相対評価)だけでなく、業務提供者横断のリスクの内容も踏まえて設定

リスクベース監視のプロセス



今後の予定

- 航空安全当局が作成する安全リスクプロファイルに必要なデータの選定、関連規程の改正等について、引き続き関係者とともに所要の検討を行うとともに、Annex19改訂の適用後は、安全リスクプロファイルを用いたリスクベース監視を順次実施予定